

横浜市における 地域型保育事業等の整備等について

こども青少年局

保育対策課 こども施設整備課

2025年12月

1 横浜市の概況と保育ニーズの状況

1 横浜市の概況と保育ニーズの状況

- 横浜市は、政令指定都市で、日本最大の基礎自治体
- 少子高齢化が着実に進んでおり、
就学前児童数は2004年をピークにゆるやかな減少傾向

→ 1歳児の新規申請者数は前年度に比べ増加



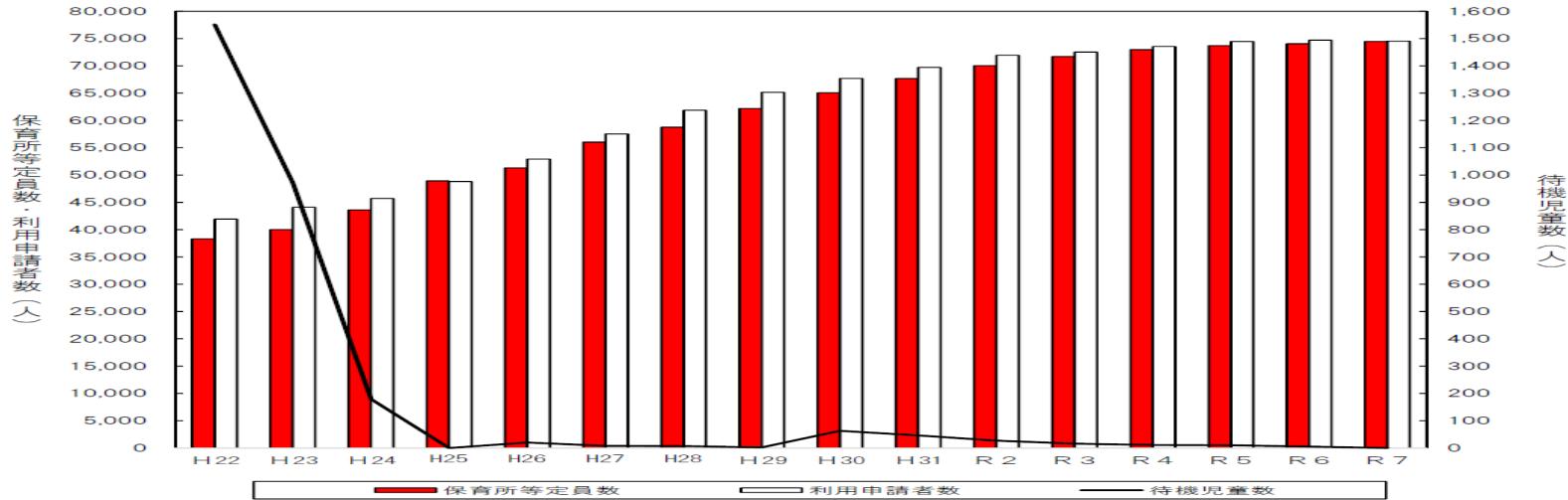
面 積	438.23	km ²	【参考】 横浜市の主な指標
人 口	3,769,150	人	【参考】 横浜市人口ニュースNo.1184 (令和7年4月1日現在)
世 帯 数	1,827,978	世帯	
世帯あたり人数	2.06	人	
0~5歳 児童数	144,055	人	【参考】 年齢別人口(令和7年3月末日)
合計特殊 出生率	1.16	人	【参考】 横浜市合計特殊出生率の推移

1 横浜市の概況と保育ニーズの状況

- 1・2歳児の利用申請者数が伸長しているが、1・2歳児の受入枠確保などにより、令和7年度は12年ぶりに待機児童ゼロを達成し、保留児童も過去最少となっている。

「待機児童ゼロの継続」のため、受入枠が不足する地域における受け皿の確保は引き続き必要

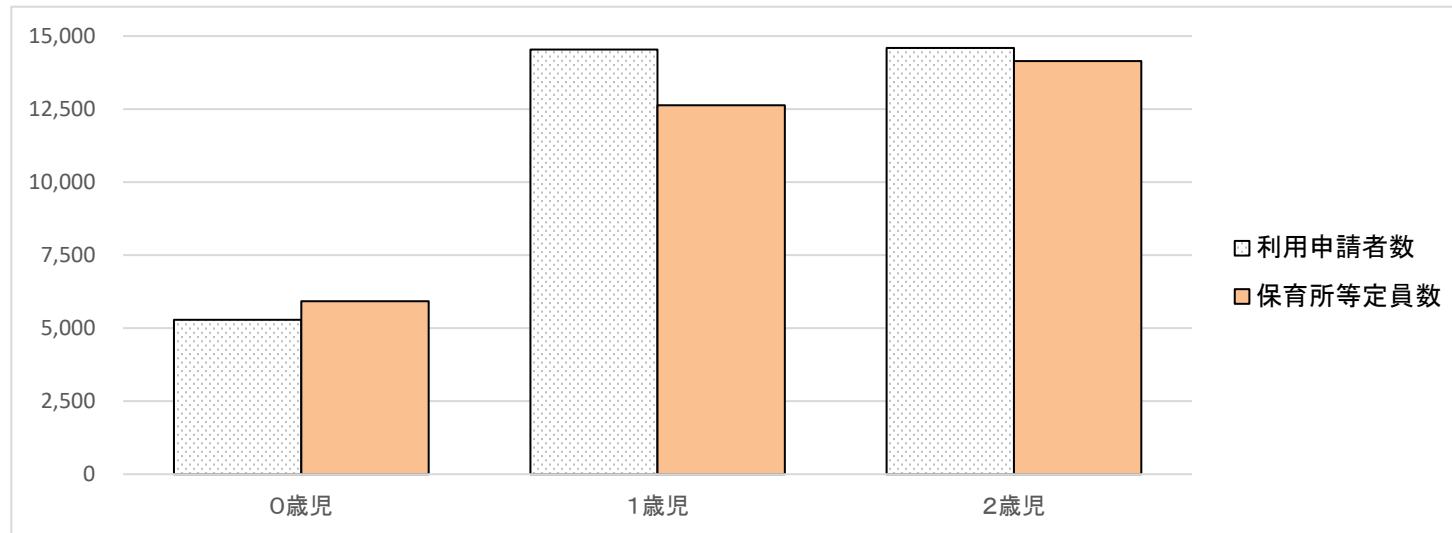
【待機児童数等の推移】 資料：「令和7年4月1日現在の保育所等利用待機児童数について」より抜粋



1 横浜市の概況と保育ニーズの状況

- 0歳児は定員数が申請者数を上回り、比較的余裕がある。
- 1・2歳児は申請者数に対し、定員数が不足している。
また、保留児童数は1・2歳児が全体の約7割を占めている。

【利用申請者数と保育所等定員数の比較】



2 保育ニーズへの対応 (受入枠確保への取り組み)

2 保育ニーズへの対応（受入枠確保への取り組み）

保育ニーズへの対応は、地域ごと、年齢ごとに違いがあるため、全市一律でないきめ細やかな対策が、これまで以上に必要になっています。



本市では、さらなる受入枠の確保にあたり、
次の2点を中心に取り組んでいます。

2 保育ニーズへの対応（受入枠確保への取り組み）

これまで、保育・幼児教育の場の確保のため、保育ニーズが高い地域を「整備が必要な地域」に設定して、保育所等の新規整備を進めてきました。

今後さらに、既存の保育・教育資源の活用を進めるため、従来の「整備が必要な地域」ではなく、「新たに受入枠確保が必要な重点地域」を設定して、保育・幼児教育の場の確保を進めます。

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

重点地域（既存の保育・教育資源活用型）

保育所等における定員構成の見直しによる定員増や幼稚園での2歳児受入れ推進事業の実施などにより受入枠を確保します。

※各種取り組みや補助事業等の詳細は、担当部署までお問い合わせください。

重点地域（新規整備型）

重点地域（既存の保育・教育資源活用型）に所在する保育所等・幼稚園を対象とした「令和9年4月に向けた受入枠確保に関するアンケート」結果を踏まえ、既存の保育所等・幼稚園の活用のみで受入枠を確保することが困難な地域においては、重点地域（既存の保育・教育資源活用型）に加え、「重点地域（新規整備型）」として設定し、整備を行う案件を募集します。

※「新たに受入枠確保が必要な重点地域」は、以下Webページご確認ください。

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/seibichiiki.html>)

2 保育ニーズへの対応（受入枠確保への取り組み）

重点地域（新規整備型）

新規整備による受入枠確保

- **地域型保育事業（小規模保育事業（A型）、家庭的保育事業、事業所内保育事業）**

保育ニーズの高い1、2歳児の受入枠確保のため、既存の保育・教育資源を活用してもなお受入枠が不足する場合に、主に駅近のエリアでの整備を進めています。

- **認可保育所**

大規模な宅地開発等に伴い急激にニーズが増大する地域など、既存の保育・教育施設の活用や地域型保育事業の整備だけでは対応しきれない場合には、認可保育所の整備が必要となります。

3 小規模保育事業（A型）の整備について

※ 地域型保育事業の他類型の具体的な募集スケジュール等は今後HPでご確認ください。

※令和8年度予算については現段階では未定です。

3 小規模保育事業（A型）の整備について

（1）小規模保育事業の整備方法について

整備区分	整備方法	対象法人	必要な運営実績
1 整備費補助	事業者が確保した建物において、改修等により小規模保育事業を整備するために必要な経費の一部を補助。	全ての法人	2年以上の運営実績（開所日時点）
2 自主財源整備	事業者の自主財源による小規模保育事業の整備。	全ての法人	不要

（2）令和8年度（R9.4開所分）の整備に向けたスケジュール

重 点 相 談 期 間

令和7年12月12日～令和8年2月13日

整 備 費 補 助 及び 自 主 財 源 整 備

1次募集

令和8年2月中・下旬～4月上旬

※2次募集以降については、1次募集の申請状況を踏まえて判断します。

3 小規模保育事業（A型）の整備について

（2）令和8年度の整備に向けたスケジュール

小規模保育事業が開所するまでの一般的な流れ（1次募集、整備費補助の場合）

R 7年		R 8年												R 9年			
12月	…	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
重点相談		小規模保育事業 1次募集開始	近隣説明	面接	選考	採択結果の通知 （※1）	近隣説明 ・実施設計着手	実施設計の審査		補助金交付申請	内装工事入札	内装工事着工	認可・確認申請書の受付	工事完了 ・完了報告	開所準備	開所（※2）	

※1 補助事業の対象法人としての審査結果通知であり、認可及び補助金交付を確定するものではありません。

※2 4月1日開所を厳守してください。年度内に工事が完了しない場合、補助対象外となります。

3 小規模保育事業（A型）の整備について

（3）補助対象及び補助内容

▶ 小規模保育事業（A型）の整備（既存ビルの改修等）

既存ビルの改修等により小規模保育事業を整備するために必要な経費の一部を横浜市が補助します。

※ 整備予定地が「新たに受入枠確保が必要な重点地域（新規整備型）」に指定されている必要があります。

（新たに受入枠確保が必要な重点地域一覧）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/seibichiiki.html>

※ 定員は6人から19人までとします。

※ 定員構成については、敷地規模や地域の実情等を踏まえて横浜市との協議に応じていただきます。なお、保育ニーズの高い1歳児枠を確保するために、0歳児定員は原則設けないこととします。

3 小規模保育事業（A型）の整備について

(3) 補助対象及び補助内容（令和7年度募集ベース） ※今後変更になる可能性があります。

整備費	対象経費	：施設整備費（改修費） ：備品費（1品5千円以上が補助対象。定員数×3万2千（上限）×3/4
	上限額	4,131万9千円
	加算	ア 0歳児定員を設けない場合に上記上限額に300万加算します。 (1歳児定員を設定しない場合は、対象外です。) イ 休憩室等の機能を備え、専用に区画された居室を6m ² 以上確保した場合に上記 上限額に100万円加算します。
	補助率	市長が認めた対象経費の3/4とします。
	限度額	«加算なし» 3,098.925万円 (4,131万9千円×3/4) «加算あり（ア・イ両方適用した場合）» 3,398.925万円 (4,531万9千円×3/4)
賃借料	対象経費	・当該施設における申請事業のための令和8年4月以後の賃料発生日から開所日前日までの 月額賃借料。（賃借料免除期間は補助対象外です。） ・礼金 最大6か月分までの金額 ※貸主が法人の役員（法人役員の配偶者、親子、兄弟姉妹を含む。）、寄付者等 特別の関係である場合は、補助対象外となります。
	補助率	市長が認めた対象経費の4分の3とします。
	限度額	22万5千円 (30万円×3/4)／月 （賃借料・礼金とも共通） ただし、1カ月に満たない月は実日数にて日割り計算とします。

3 小規模保育事業（A型）の整備について

(3) 補助対象及び補助内容（令和7年度募集ベース）※今後変更になる可能性があります。

開所後の賃借料補助の概要（建物を賃貸する場合）

開所後賃借料	対象経費	当該施設における令和9年4月以後の賃料発生日の月額賃借料。 ※貸主が法人の役員（法人役員の配偶者、親子、兄弟姉妹を含む。）、寄付者等特別の関係である場合は、補助対象外となります。
	補助期間	開所後10年間
	補助額	補助基準額（上限80万円※）から公定価格の賃借料加算額を差し引いた額。 ※賃借料が公定価格の賃借料加算額を超えない場合には、開所後の賃借料補助の対象となりません。 ※対象経費が上限額を下回る場合は対象経費から公定価格の賃借料加算額を差し引いた額となります。

例えば…賃借料85万円 利用定員・入所人数19人の場合（月額）

公定価格（賃借料加算額※1）▶ 28,600円×19人 = 543,400円

補助額 ▶ 800,000円（補助基準額） - 543,400円 = 256,600円（※2）

※1 令和7年度公定価格単価表をもとに算出しています。

※2 1,000円未満の端数があるときは切り捨てとなります。

3 小規模保育事業（A型）の整備について

（4）連携

小規模保育事業は、卒園後の進級先の確保が義務付けられています。また、認可保育所と比べ、施設規模や定員が少人数であることから、集団保育の機会設定など保育内容の支援等を担っていただく連携先が必要となっています。

● 連携内容

卒園後の進級先の確保（必須）



確保した進級先へは優先的な入所ができるため保護者が園を選ぶ際の一つのポイントとなります。

保育内容の支援（必須）



合同保育等を行うことで、卒園児、保護者、保育者ともに安心した環境で進級できます。

代替保育の提供

4 小規模保育事業整備にかかる諸注意事項

4 整備にかかる諸注意事項

●整備計画地を選定する際の留意点

(1) 建物の要件

- ・ 建築基準法に基づく確認済証及び検査済証の交付を受けている、または受ける見込みの建物であること。交付を受けていない建物の場合にあっては法適合が確認できる、またはできる見込みであること。
- ・ 新耐震基準を満たし、耐震上問題ないこと。（昭和56年5月31日以前に確認済証が交付されている建物の場合は、耐震診断を実施して新耐震基準と同等の耐震性を有するもの又は耐震補強済みのもの）

検査済証の無い既存施設でも、法人が法適合を証明できる場合は整備が可能です。
詳細は担当までお問い合わせください。

4 整備にかかる諸注意事項

●整備計画地を選定する際の留意点

(2) 周辺環境

繁華街や駅近辺の物件で、周辺に『風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条』に該当の営業所が所在している場合は、申請を受理できないこともあります。予め、所管警察署へ営業所の有無をご確認のうえ、ご相談ください。

区別	営業種別	児童福祉施設からの制限距離
許可営業	接待飲食等営業、遊技場営業	70m（商業地域は30m）
	特定遊興飲食店営業	30m（深夜に入所させる場合）
届出営業	性風俗関連特殊営業	200m

4 整備にかかる諸注意事項

●整備計画地を選定する際の留意点

(3) 土砂災害警戒区域

土砂災害防止法第9条に規定された土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)は、土砂災害による著しい危険が生ずるおそれが考えられるため、新たな整備計画地とすることはできません。

※整備計画地が土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)などに該当していないか、必ずご確認をお願いします。

(参考：神奈川県土砂災害ポータル)

<https://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>

警戒区域では
警戒避難体制の整備
土砂災害から生命を守るために、災害情報の伝達や避難が早くできるように地域防災計画に定められ、警戒避難体制の整備が図られます。
【市町村等】

特別警戒区域ではさらに

- 特定開発行為に対する許可制**
住宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための行為は、基準に従ったものに限って許可されます。【都道府県】
- 建築物の構造規制**
居室を有する建築物は、建築基準法に定められた、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。【都道府県または市町村】
- 建築物の移転等の勧告**
著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。
移転等については、住宅金融支援機構の融資等の支援を受けられます。【都道府県】

『避難確保計画の作成、避難訓練実施』の義務
平成29年6月19日施行

4 整備にかかる諸注意事項

●整備計画地を選定する際の留意点

(4)都市計画道路

都市計画道路が計画されている場所は、継続的な運営に適していないことから、新たな整備計画地とすることはできません。

※整備計画地が、都市計画道路が計画されている場所に該当しないか、必ずご確認をお願いします。

(参考：横浜市行政地図情報提供システム「iマッピー」)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/yokohama/PositionSelect?mid=2>

(5)浸水想定区域

浸水想定区域（高潮、洪水、内水）を整備計画地とする場合、避難確保計画の作成等が必要です。

※整備計画地が 浸水想定区域(高潮、洪水、内水)などに該当していないか、ご確認をお願いします。

(参考：横浜市行政地図情報提供システム「わいわい防災マップ」)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/yokohama/PositionSelect?mid=65>

4 整備にかかる諸注意事項

●整備計画地を選定する際の留意点

(6) 屋外遊戯場について

2歳児1人につき、3. 3m²以上の屋外遊戯場が必要です。ただし、基準面積を満たした専用の屋外遊戯場が確保できない場合、屋外遊戯場に代わる場所として、代替公園を設定することが可能です。

※代替公園とする公園、広場、寺社境内等までは、概ね5分以内としてください。

※ 園児の徒歩60m／分とし、実経路で概ね300mとします。

(その他留意点)

- ・ピロティーなど、屋根、天井があり、建築面積に含まれる場所は、屋外遊戯場としては認められません。
- ・用地が不足し、地上に利用可能な場所が無い場合は、屋上に屋外遊戯場を設置することができますが、便所、水飲み場、防災上の設備の設置が必要です。

※代替公園とする公園の近隣の幼稚園・保育所等に対しては、利用時間や利用方法について調整を行ってください。

4 整備にかかる諸注意事項

●整備計画地を選定する際の留意点

(7) 必要な設備等について

室 名		備 考
必ず必要な設備	乳児室又はほいく室	0歳児 1人当たり3.3m ² 以上 1歳児 1人当たり3.3m ² 以上
	保育室	2歳児 1人当たり1.98m ² 以上
	調理室	前室の設置は任意。調理業務の委託や連携施設等からの搬入の場合も、加熱、保存、配膳等の調理機能が必要。
	医務室・事務室	事務室の設置は任意、医務室は必置。（事務室と兼用可）
	便所	便器は、児童10人あたり1個以上あること。児童用と職員用とがあり、衛生面への配慮から各便所内に手洗いを設けること。
	手洗用設備	生活習慣の指導が行えるように、保育室内に手洗用設備が設置されていること。衛生管理の観点から、調理員専用の手洗用設備が設置されていること。
	調乳室	0歳児保育実施の場合は、調理室とは別に設けることが望ましい。
任意で備設ける	沐浴室	0歳児保育実施の場合は必要。
	子育て支援スペース	相談者のプライバシー配慮のため、専用のスペースが望ましい。
	保育士休憩室・更衣室	働きやすい職場づくりに向けて、一定の広さの面積確保が望ましい。
	屋外遊戯場	2歳児1人当たり3.3m ² 以上

4 整備にかかる諸注意事項

●事業計画での留意点

(1) 施設長予定者の要件について（補助を受けて整備する場合）

新規整備する事業所については、リーダーシップやマネジメント等の能力が高い施設長により、充実した保育を提供できるよう、保育士資格を有し、常勤者であり他の職務と兼務しない者であることに加え、次の要件のいずれかに該当することを求めています。

ア 保育所等（※1）において、施設長、園長又は保育責任者の実務経験を2年以上有する方

イ a 又は b に該当する方。

ただし、「保育士等キャリアアップ研修」の受講を修了している主任保育士を配置してください。

a 第一種社会福祉事業において、施設長の実務経験を2年以上有する方

b 学校教育法に定める小学校において、校長の実務経験を2年以上有する方

ウ 保育所等において、保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の実務経験（※2）を8年以上有し、
そのうち主任保育士又は主幹教諭の実務経験を3年以上有する方

エ 保育所等において、保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の実務経験（※2）を8年以上有し、
そのうち主任保育士又は主幹教諭の実務経験を1年以上有する方

ただし、開所までに「保育士等キャリアアップ研修」を修了することが必要です。

オ 保育所等において、保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の実務経験（※2）を10年以上有する方

カ 直近4か年のうち、保育所等において、保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の2年以上の実務経験（※2）を有すること

※1 保育所等⇒保育所、横浜保育室、認証保育施設、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業の事業所内保育事業及び小規模保育事業、企業主導型保育事業をいい、認可外保育施設を除く。

※2 保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の実務経験⇒保育士、幼稚園教諭等の資格を有し保育所等において常勤で勤務した経験

4 整備にかかる諸注意事項

●事業計画での留意点

(2) 施設長予定者の選考について

申請案件ごとに、面接を実施しています。

ア 出席者

- (ア) 法人代表者（法人役員による代行可）
- (イ) 施設長予定者

イ 面接内容

- (ア) 法人や保育施設の運営に関すること
- (イ) 申請書に記載された内容に関すること
- (ウ) 施設長としての適格性に関すること ほか

新規園立ち上げに向けて、法人、施設長としての適格性を確認させていただきます。

施設長面接用資料の項目について、説明できるようにしてください。

ウ 注意事項

- (ア) 面接等において、施設長として不適格と判断される場合は、交代をお願いすることもあります。
- (イ) 応募後から開所までの間に施設長予定者を変更することは、審査対象の変更になるため、原則として認めません。また、**開所後3年間**については、園の円滑な運営及び保護者や近隣住民との関係構築の観点から、**施設長の変更は原則として認めません。**

4 整備にかかる諸注意事項

●事業計画での留意点

(3) 社会福祉法人以外の者による整備について

社会福祉法人・学校法人以外の者による事業所の設置には、施設整備費とは別に次の費用が必要です。

横浜市家庭的保育事業等認可・確認等要綱

第12条

家庭的保育事業等の年間事業費の6分の1に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。

4 整備にかかる諸注意事項

●事業計画での留意点

(4) 近隣対応について

事業所整備に伴う近隣対応は、申請法人の責務です。

事業所の整備と運営を円滑に行うためには、周辺住民等の理解と協力が必要です。

整備予定地の近隣住民等（特に隣接敷地の住民、町内会等）の関係者に説明を行い、丁寧な調整を行ってください。

近隣要望等については、法人の責任において、誠意を持って対応してください。

ア 申請段階

整備予定地の区役所こども家庭支援課に相談の上、自治会町内会長及び近隣住民等（特に隣接敷地の住民や工事車両の通行に影響がある範囲）及び近隣の保育所・幼稚園等に対し、申請前に必ず「小規模保育事業設置について申請を行う」旨や整備計画（図面、開所日、開所時間、定員数等）を説明してください。

イ 採択後

事業所整備について選定された後、速やかに自治会町内会、近隣住民等（特に隣接敷地の住民）に整備計画や運営等について、保護者の送迎時の対応や騒音など、周辺環境への配慮に関する対応方法等も含めて説明してください。

ウ 工事説明

工事計画が確定次第、工事スケジュール、連絡先、工事車両の通行等について説明してください。

4 整備にかかる諸注意事項

●事業計画での留意点

(5) 近隣対応について

○ 自治会町内会長等への説明

市への事業相談と併せて、自治会町内会長等へ事業概要のご説明をお願いします。

近隣住民への説明は、速やかに行うこととし、施設の設計や施工においては、近隣住民の要望を汲み取り、申請者の責任において解決を図るよう努めてください。横浜市から指示した場合は、ポスティングに限定せず、戸別訪問または説明会、あるいは両方を行ってください。

※自治会町内会長の連絡先は、区役所（こども家庭支援課）にご確認ください。

- 【相談事項】
- ・当該地の地域性及び保育所等整備を行う事への意見、要望の聴取
 - ・近隣住民等への説明のタイミング、説明方法等の相談

4 整備にかかる諸注意事項

●事業計画での留意点

(6) 近隣対応について

○ 近隣住民への説明

「近隣住民」としては以下のようない観点を基本に、より広く想定して説明を行ってください。

- ① 整備予定地に隣接している方
- ② 運営上影響のある方
- ③ 工事車両の通行範囲
- ④ 「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例」における近隣住民

施設の設計・施工にあたっても、周辺の交通状況・騒音・振動等に留意するなど、近隣・地域へのご配慮をお願いいたします。

4 整備にかかる諸注意事項

●各種資料について

設備基準等の詳細内容については、以下Webページに資料を掲載しております。

(認可保育所等の整備)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/>

(整備の手引き)

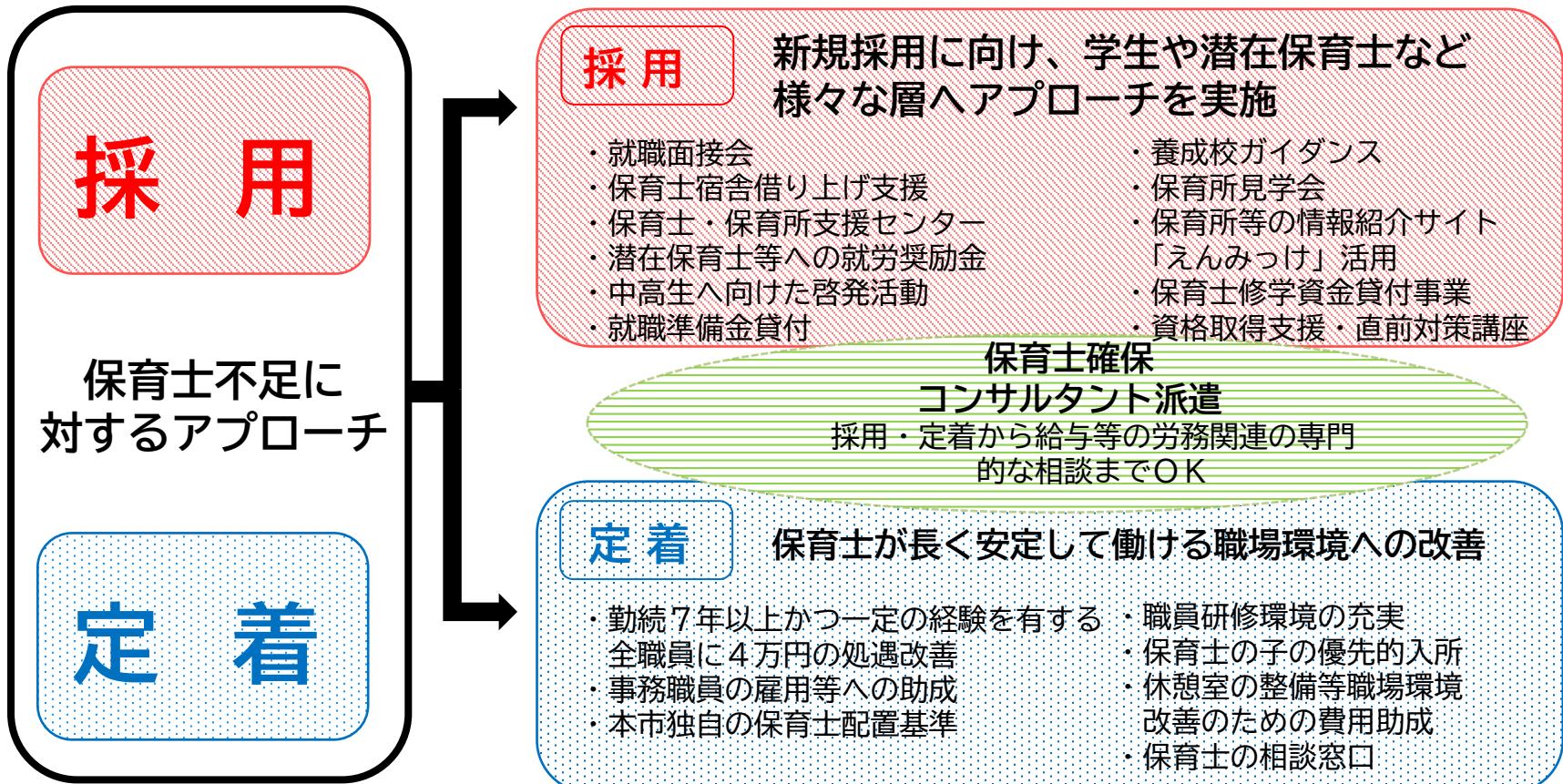
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/seibinotebiki.html>

(施設運営・委託費について)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/iko/jigyosha.html>

5 保育士の確保・定着に向けた取り組み

5 保育士の確保・定着に向けた取り組み



5 保育士の確保・定着に向けた取り組み

保育士の確保に向けた取り組み

保育士・保育所支援センター（以下、「センター」）とは

保育士不足が深刻化する中で、増加する潜在保育士の掘り起こしを図るために神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市の5県市で共同運営しています。

センターの具体的な取り組み

- ・ 保育に関する求職・求人情報を管理し、登録者に対して各自治体の就職情報提供を実施。
- ・ 保育士経験のあるコーディネーターが、求職者に対してサポートを行う。
また、求人票の記載方法や求人の出し方のアドバイス等のサポートも実施。
- ・ 定期的に保育士就職相談会を開催し、求人・求職双方のマッチングを実施。

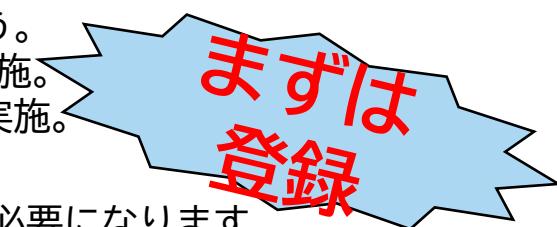
センターを利用するには

センターでの求人掲載等は無料で行えますが、Web上での事業者登録が必要になります。

まずは必ず事業者登録をお願いします。 詳細はセンターのHPで確認してください。

過去に事業者登録をして求人を出していても、3ヶ月で求人情報は消えてしましますので、定期的な情報の更新をお願いします。

また、かながわ保育士・保育所支援センターを利用して就職した潜在保育士等には、横浜市から就労奨励金の交付も行っています。



まずは
登録